

鬼怒通り(駅東地区)景観づくり指針

鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会

令和6年7月

JR 宇都宮駅東口とその周辺は、県都・宇都宮の玄関口である JR 宇都宮駅と、清原工業団地をはじめとした産業・研究拠点とをつなぐ鬼怒通りを中心に、商業・業務系の建築物が並んでおり、その周辺には住宅地が広がっています。

このような中、鬼怒通り沿道の魅力をさらに高めるため、住民、事業者等の皆様とともに令和5年1月に「鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会」を設立し、景観づくりの課題等を話し合い、鬼怒通りやその周辺の景観資源を再発見し、景観づくりの目標や方針等をまとめた「鬼怒通り(駅東地区)景観づくり指針(以下「本指針」という。))」を策定しました。

本指針を通じて鬼怒通り沿道における景観づくりへの理解をより一層深め、建築物を建てるときや屋外に広告物を掲示するとき、緑化の計画を立てるときなどに本指針を十分活用いただき、ライトライン開業後の鬼怒通り(駅東地区)が宇都宮市の顔としてふさわしい景観となることを期待します。

※ ここでいう「鬼怒通り(駅東地区)」は、宇都宮駅東口重点地区から国道4号までの区間を指します。



目 次

1 景観づくり指針の策定にあたって	2
2 鬼怒通り(駅東地区)の景観の特徴	8
3 住民や事業者の皆様のご意見	11
4 景観形成の目標と方針、配慮事項	14
5 住民、事業者、行政の協働による景観づくり	22
参 考	23

※本指針におけるJR宇都宮駅とその周辺のエリアを指す用語を以下のとおりとします。

J R 宇都宮駅東口	J R 宇都宮駅東口のロータリー内の範囲 宮みらいライトヒルやライトキューブ宇都宮も 含みます
宇都宮駅東口重点地区	宇都宮市景観計画で定める景観形成重点地区 (宇都宮駅東口地区)の範囲 J R 宇都宮駅東口と周辺の施設を含みます

1 景観づくり指針の策定にあたって

(1) 沿革

鬼怒通り（駅東地区）が今の姿に至るまでの歴史は次のとおりです。



明治18年の宇都宮駅開業当時、宇都宮駅から現今泉小学校の間には市街地が形成されており、その東側は農地が広がっていました。

出典：宇都宮市及郊外全圖
（宇都宮市著・集英堂書店出版、1931）



その後、昭和43年から54年にかけて、宇都宮駅東土地区画整理事業が施行され、土地の使われ方が変わり始めました。

出典：昭和49年（1974）航空写真
（国土地理院）



区画整理後、鬼怒通り沿いには主に商業・業務系の建築物が並びました。

また、都市計画公園として宇都宮駅東公園が整備され、公園から都市計画緑地が延び、その周辺に住宅等が形成されました。

出典：宇都宮の区画整理（宇都宮市土地区画整理組合連合会、平成6年3月）

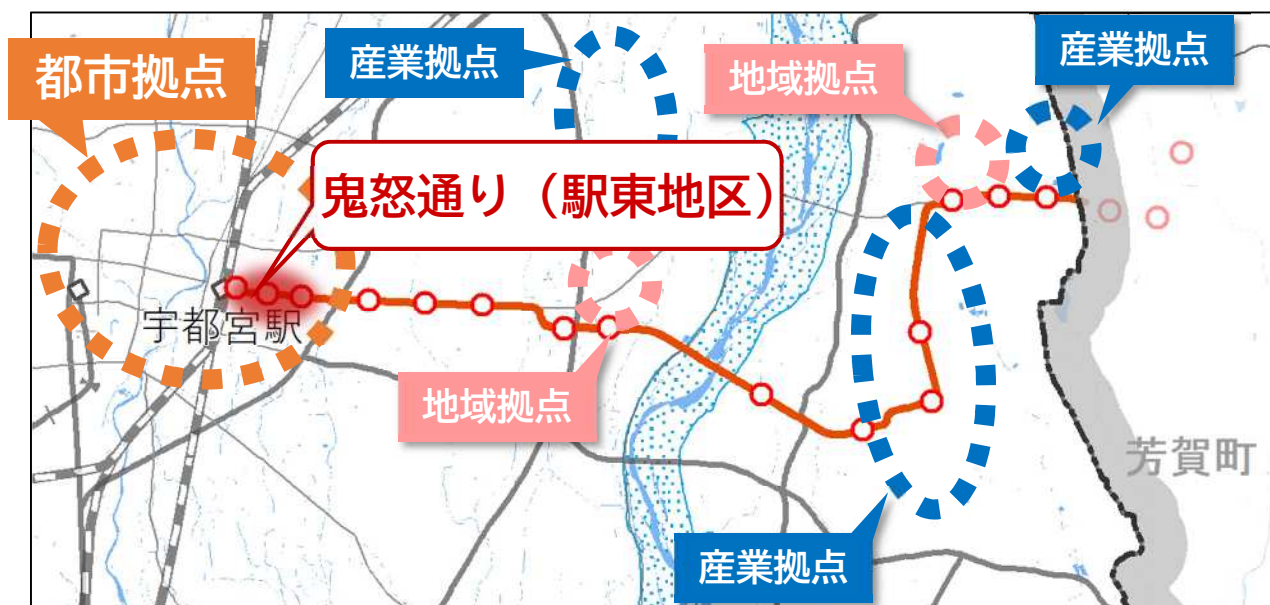


令和4年のJR宇都宮駅東口地区まちびらきや、令和5年のライトライン開業を経て、本区間はさらなる発展を迎えています。

1 景観づくり指針の策定にあたって

(2) 鬼怒通り（駅東地区）の概況

鬼怒通り(駅東地区)は、宇都宮市が進める「ネットワーク型コンパクトシティ(以下、「NCC」という。)」における、商業・業務機能などの多様な都市機能が集積している都市拠点の一部をなしています。



※ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）とは・・・中心市街地や駅周辺、産業や観光に魅力がある地域などを拠点として集約（コンパクト化）し、それらを利便性の高い公共交通などで連携（ネットワーク化）した都市のことです。

① 「宇都宮市景観計画」での位置づけ

宇都宮市では、景観法に基づき、本市独自の景観を保全、活用することで、市民の連帯感や郷土への愛着を育み、保全と調和に配慮した良好な景観形成を推進し、市民や訪れる人々に宇都宮の魅力と誇りを感じてもらい、後世に継承すべき美しい宇都宮の形成に資することを目的として「宇都宮市景観計画」を策定しています。

景観計画では、景観の特性別に市内を5つのゾーンに分け良好な景観づくりを推進しております。市の玄関口であるJR宇都宮駅を有し、また、商業・業務の中核をなすゾーンである「都心景観ゾーン」に、鬼怒通り(駅東地区)は位置づけられています。



1 景観づくり指針の策定にあたって

② 「LRT沿線の景観形成方針」での位置づけ

都市空間の新たな構成要素であるライトラインが走行する風景が本市の新たなイメージの創出につながることから、ライトラインと沿線のまちなみ等が調和した都市空間の形成に向け、景観形成の基本的な考え方や区間ごとの方針などを示す「LRT沿線の景観形成方針」を令和2年3月に定めています。

○ 「LRT 沿線の景観形成方針」における鬼怒通り(駅東地区)の位置づけ

景観特性	中高層建築物によって形成される賑わいある景観
方針	中高層建築物群が集積する賑わいと風格を感じる沿線景観の形成
取組の方向性	・魅力と風格のある駅前空間との連続性に配慮した景観の形成 ・LRT車両とその背景の街並みが一体となって、調和や賑わいが感じられる沿線景観の形成

(3) 景観づくり指針の目的

魅力的な景観をつくるための活動を実施したり、ルールを作るためには、景観づくりに関わる皆さんがイメージを共有することが必要です。

そのために、「どんなまちにしたいか」「どのようにすれば魅力的な景観をつくれるか」などの目標や方針・配慮事項を住民や事業者の皆さん、行政が共有し、行動するため、「景観づくり指針」を策定します。

本区間の景観づくりに関わる全ての皆さんの取組の手引きとなるものでもあり、以下のような使い方を想定しています。

住民



事業者



行政



◆建築物を建てる・建て替える・改修するとき、広告物（看板）を設置するとき、土地の維持管理を考えるときなどに、本指針を踏まえた景観への配慮や工夫を行う。

◆本指針を踏まえて景観資源を保全・活用し、景観づくり活動を行う。

◆本指針に基づき、住民・事業者の活動を支援するほか、法令に基づく規制・誘導の参考にする。

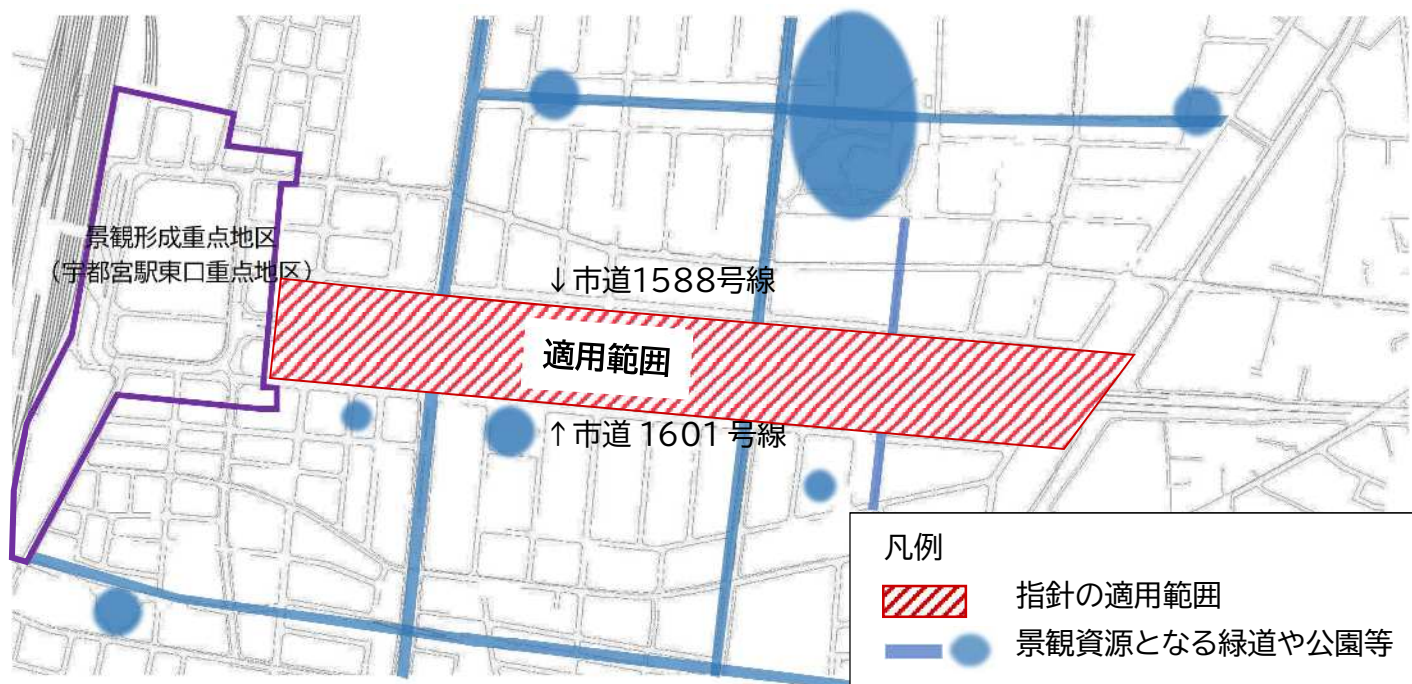
1 景観づくり指針の策定にあたって

(4) 景観づくり指針の適用範囲

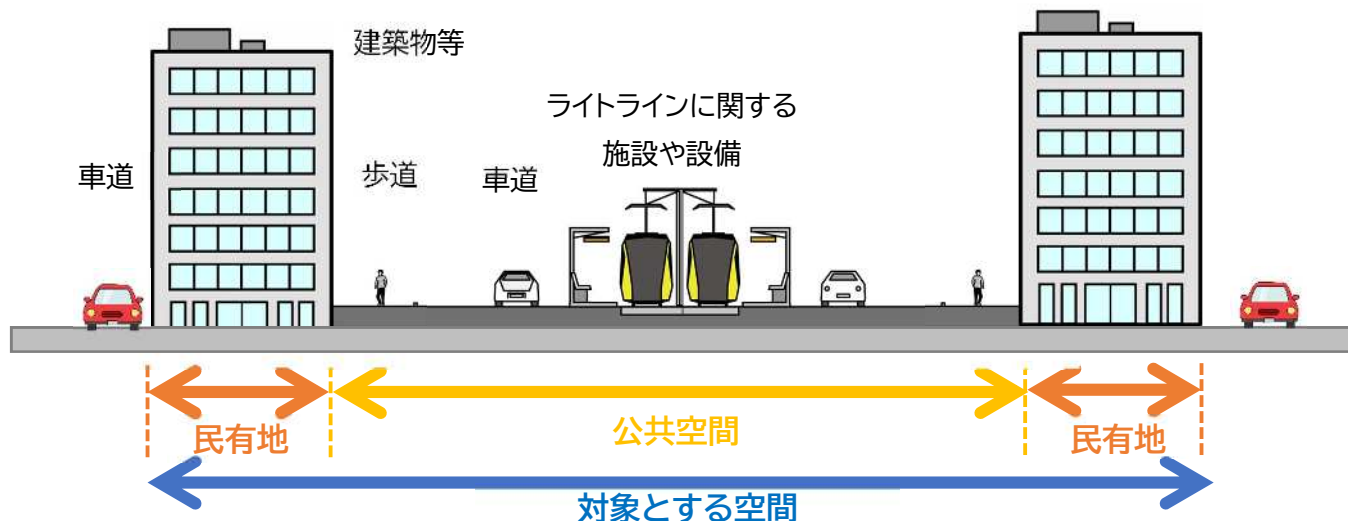
本指針の適用範囲は、鬼怒通りの景観形成重点地区※（宇都宮駅東口重点地区）の東端から国道4号（峰町交差点）までの約1.0 kmの区間で1街区分の沿道とします。（下図参照）

※景観形成重点地区とは・・・地域の特性を踏まえて特に良好な景観形成を図る必要がある地区を指定し、景観形成の目標や方針、デザイン、色彩、緑化など具体的な基準を定めて重点的に景観づくりを進める制度です。

そのほか、周辺に緑道や公園など貴重な景観資源があることから、そのような場所を活用した景観づくり活動などを行う方々にも、本指針を活用していただきます。



- ・ 鬼怒通り北側は、市道1588号線の南側沿道まで
 - ・ 鬼怒通り南側は、市道1601号線の北側沿道まで
- なお、国道4号に接する区画は、鬼怒通りの道路境界から両側約40m

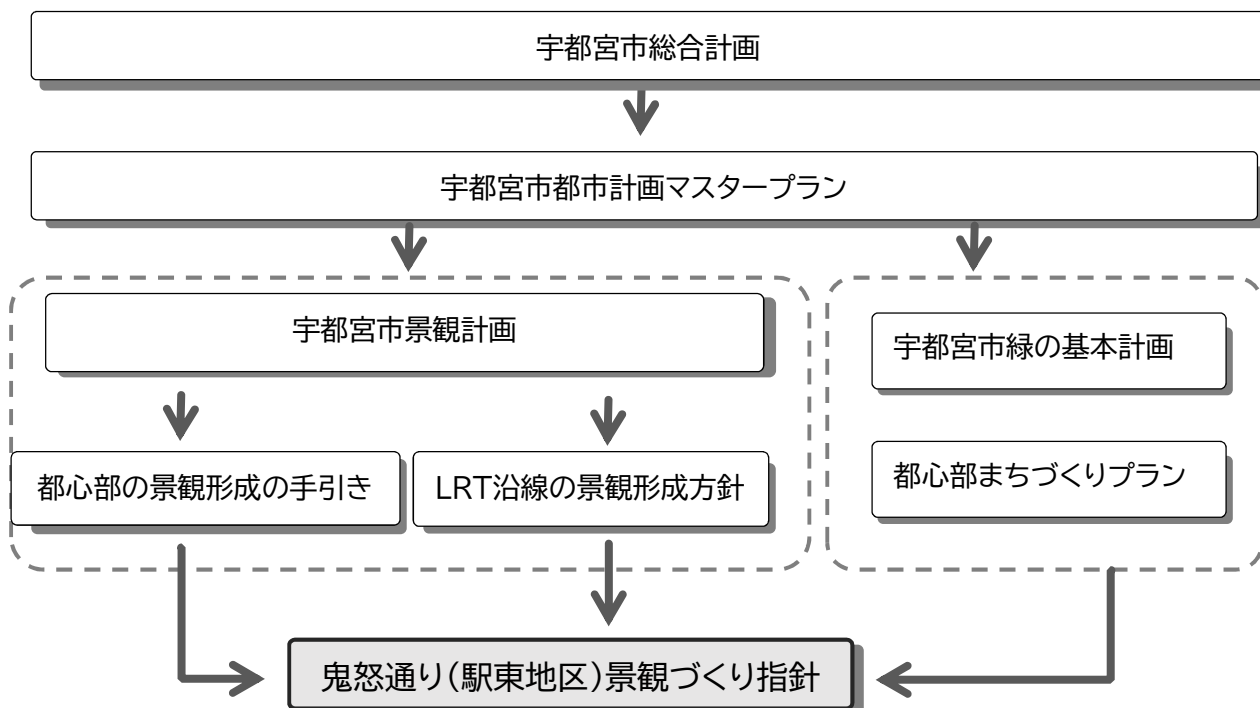


本指針が対象とする空間は、道路などの公共空間と沿道の建築物を含む私有地です。

1 景観づくり指針の策定にあたって

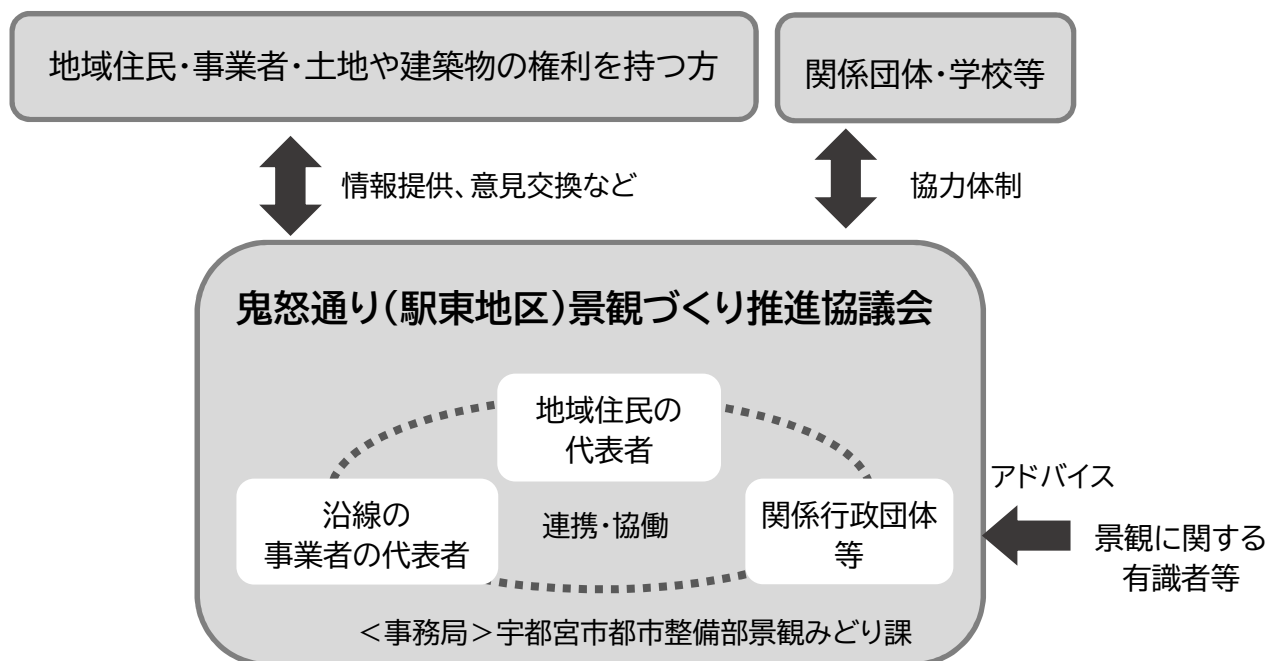
(5) 景観づくり指針の位置づけ

本指針は、「宇都宮市景観計画」や「LRT沿線の景観形成方針」に基づき、鬼怒通り（駅東地区）を対象に、より具体的な景観づくりの目標と方針を定めるものです。



(6) 景観づくり指針の策定体制

本指針は、地域の皆さんが参加したワークショップや事業者に対するアンケートのほか、地域住民や事業者・行政で構成した「鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会」での検討結果をもとに、景観に関する有識者等(景観アドバイザー)からのアドバイスをふまえて作成しました。



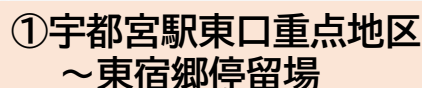
1 景観づくり指針の策定にあたって

(7) 策定までの流れ

令和 2年 3月	LRT沿線の景観形成方針 策定(宇都宮市)
11月	LRT 沿線駅周辺区間景観づくりワークショップ(第1回)
12月	LRT 沿線駅周辺区間景観づくりワークショップ(第2回)
令和 3年 2月	鬼怒通りの沿線事業者向けアンケート調査
令和 4年 6月	LRT 沿線駅周辺区間景観づくりワークショップ(第3回)
令和 5年 1月	鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会 設立
	第1回鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会
3月	第2回鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会
5月	第3回鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会
7月	第4回鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会
11月	第5回鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会
令和 6年 3月	景観づくり指針についての意見受付、意見交換会
5月	第 6 回鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会
7月	第 7 回鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会
	鬼怒通り(駅東地区)景観づくり指針 策定

(1) 建築物の利用状況と視点場からの景観

- ### ▼建築物の用途ごとに色分けした図



宿泊系・商業系の施設が集積し、低層と中高層の建築物が比較的密集して立地しています。歩行者空間に近い低層部は、JR宇都宮駅東口から続く賑やかな景観となっています。

②東宿郷停留場～ 駅東公園前停留場

1階は商業系、2階以上が業務系として利用されている施設が多く、中高層の建築物が並んでいます。

駐車場も点在しており、建築物の密集度は比較的低くなっています。

③ 駅東公園前停留場 ～国道4号

低層の商業系の施設のほか、中高層の商業・業務系や共同住宅など住宅系の施設が並んでいます。

駐車場も点在しており、建築物の密集度は比較的低くなっています。

あわせて、ライトキューブ宇都宮（交流拠点施設）や、ライトラインの車窓からのまちの風景など、新たな視点が生まれたことから、視点場※からの景観もまとめました。

8

2 鬼怒通り(駅東地区)の景観の特徴

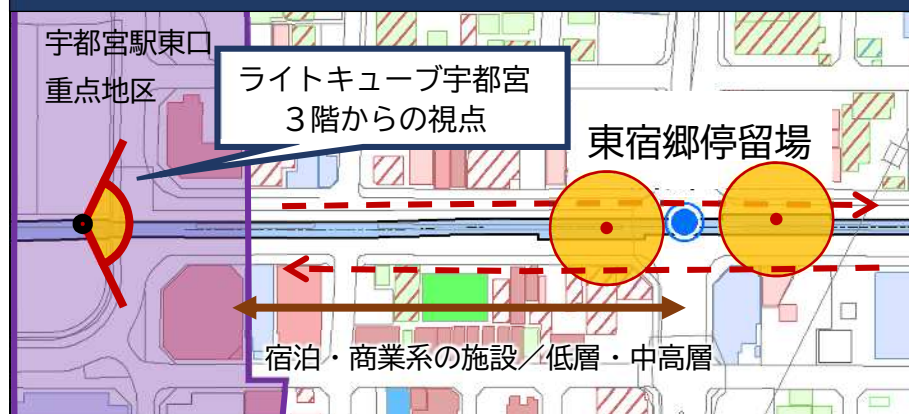
凡例

● 停留場	建物利用現況	宿泊施設	住宅、共同住宅	文教厚生施設 (A)	軽工業施設
— RT軌道	業務施設	娯楽施設、遊戯施設	店舗併用住宅、店舗併用共同住宅	文教厚生施設 (B)	サービス工業施設
	商業施設	商業系用途複合施設	作業所併用共同住宅	運輸倉庫施設	



---> ライトラインの進行方向

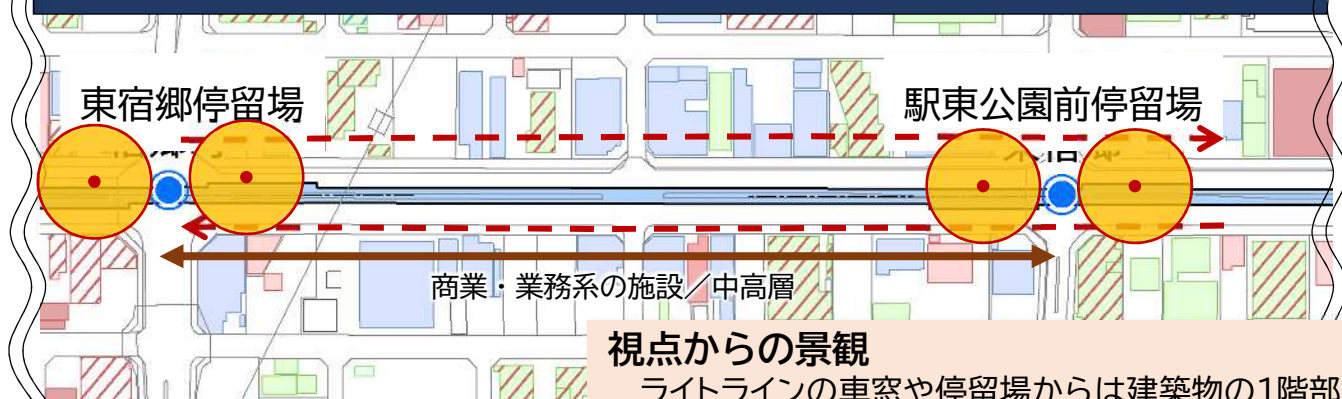
① 宇都宮駅東口重点地区～東宿郷停留場



視点からの景観

ライトキューブ宇都宮からの視点は鬼怒通りを遠くまで見る事ができ、本区間を象徴する景観となっています。

② 東宿郷停留場～駅東公園前停留場



視点からの景観

ライトラインの車窓や停留場からは建築物の1階部分がよく見え、全体的に整然とした景観が展開されています。

③ 駅東公園前停留場～国道4号



視点からの景観

芳賀町方面からJR宇都宮駅東口へ向かう際に、鬼怒通り(駅東地区)を一番はじめに見る場所であり、かつ、ライトラインの車窓から鬼怒通りを見下ろすことができます。全体的に落ち着いた景観となっています。

2 鬼怒通り(駅東地区)の景観の特徴

(2) 鬼怒通り(駅東地区)の景観の特徴のまとめ

建築物の利用状況や視点場からの眺めなどを踏まえ、本区間の景観の特徴を以下のように整理します。

① 本市の玄関口につながる通りであり、NCCの象徴となる眺め

- ・ 本区間は、市の玄関口であるＪＲ宇都宮駅東口から人々を迎え入れる、本市の顔となる通りです。
- ・ また、ライトライン沿線のなかでも、中高層の建物によって東西方向の見通しが強調される街並みが形成されており、訪れた人々は駅前の新たな賑わいと、東方向へと延びるビスタ※、走行するライトラインを同時に目にすることになります。
- ・ 本区間においてライトラインが走行する姿は、市が目指すNCCの象徴ともいえる眺めになることが期待されます。

※ビスタとは・・・両側に建築物や並木などが並んだ奥行の深い眺めのことです。

② ライトラインや停留場から一層眺められることとなる街並みの低層部

- ・ 街並みの低層部は歩行者空間に近く、車道からも良く眺めることができます。特にＪＲ宇都宮駅の近くは低層部に商業施設が多く、様々な看板や店先の設えから賑わいが感じられます。
- ・ ライトラインの車窓や停留場が街並みを眺める新たな視点場となり、街の印象を左右する低層部の役割がさらに高まることとなります。

③ 建築物の用途に応じた夜の明かり

- ・ 商業施設が多く集積するＪＲ宇都宮駅東口とその周辺は、夜間に営業している店舗の明かりが夜間景観の中心です。より東側では、業務施設や共同住宅の部屋の明かりが中心となり、低層部の柔らかな明かりが夜間の落ち着きを形成している場所もあります。
- ・ 一方、照明が少なく明るさが不足している場所もあります。

④ 街の表情の移り変わり

- ・ 宇都宮駅東口重点地区～東宿郷停留場の範囲は、宿泊・商業系の施設による賑わいが感じられます。東宿郷停留場～駅東公園前停留場の範囲は、商業・業務系の施設が集積し、落ち着きある外観の建築物から整然とした印象が感じられます。駅東公園前停留場～国道４号の範囲は、商業・業務系の施設のほか共同住宅が建ち並び、人々の暮らしが感じられます。
- ・ このように、本区間はまちの表情に応じて３つの範囲に分けることができます。

3 住民や事業者の皆様のご意見

宇都宮市は、令和2年から「L R T沿線駅周辺区間景観づくりワークショップ」を全3回実施し、地域の皆様が参加して、本区間の景観に関して意見交換を行いました。

あわせて、沿線に立地する事業者の方へアンケートを実施し、事業者の皆様からもご意見を伺いました。

① L R T沿線駅周辺区間景観づくりワークショップ（令和2～4年）

本区間の建築物の用途や街並みに着目し、概ね3つの範囲ごとに、景観の現状について意見交換を行いました。

①-1 景観の現状について

<主なご意見>

■ J R 宇都宮駅東口～東宿郷停留場の範囲

- ・ 様々な店舗が密集して建ち並んでおり、雑多で色とりどりの変化が感じられる。
- ・ 一方、看板のデザインなどに統一感を欠く面もあり、また商業施設が集積する空間としては夜の明るさが不足している。

■ 東宿郷停留場～駅東公園前停留場の範囲

- ・ 事業者のビルが建ち並び、建築物外壁の色彩や看板が整っており、敷地内に緑を配置している場所もある。
- ・ 一方、街並みや建築物との調和に欠く看板もみられ、また夜は暗い。

■ 駅東公園前停留場～国道4号の範囲

- ・ 建築物の外壁の色彩が落ち着いており、街並み全体が整っている。エントランスを綺麗に設えているマンションもある。
- ・ 一方、派手な色彩の商業施設も存在し、街並み全体を見たときに違和感を持ってしまう。

3 住民や事業者の皆様のご意見

①-2 今後の景観づくりに向けて

<主なアイデア>

■JR 宇都宮駅東口～東宿郷停留場の範囲

- ・建築物の低層部におけるアクセントカラーの効果的な使用、ガラスを多く採用した壁面の採用や大谷石等の地場材の採用等
- ・低層部に特徴ある看板を出して、楽しい、面白い演出をする
- ・ライトキューブ宇都宮の外構（歩行者に近いところ）の緑化を充実させる
- ・宮みらいライトヒルや JR 宇都宮駅東口ロータリー周辺の照明との統一感に配慮
- ・歩道の舗装整備の際に地域らしさを出す

■東宿郷停留場～駅東公園前停留場の範囲

- ・ガラスを多く採用した建築物の採用や雰囲気の良い店舗の誘導など、低層部における賑わいの演出
- ・事業者との連携による、地域情報の発信に資する看板や歩行者の目線に配慮した看板の掲出を図る
- ・事業者との連携による緑化や日除けができる場所の創出や、事業者の敷地内緑化
- ・安全・安心につながる照明の設置
- ・柳田街道、その沿道の柳通り商店（街）との連携

■駅東公園前停留場～国道 4 号の範囲

- ・マンション等における積極的な緑化により潤いある通りを演出
- ・大きさや位置に配慮したマンション名を表示する看板の掲出
- ・戸建て住宅でのプランター活用
- ・安全・安心につながる照明の設置や高架部から見えるイルミネーション
- ・付近の学校の児童・生徒の作品の掲示、展示

3 住民や事業者の皆様のご意見

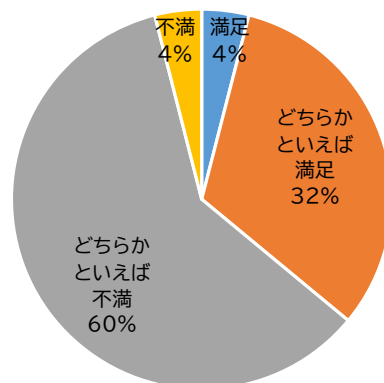
② 沿線事業者アンケート（令和2年）

②-1 景観の現状について

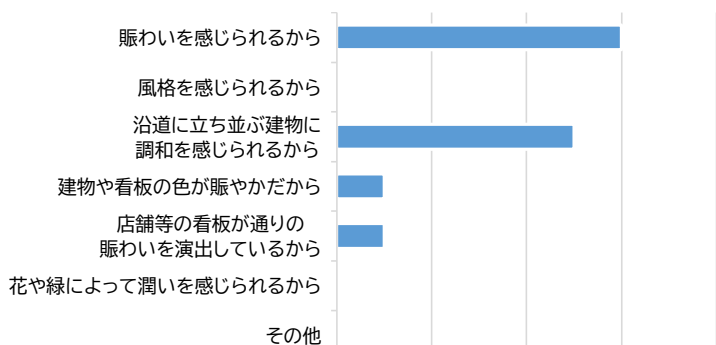
<主なご意見>

- ・現在の景観に対して、約6割以上の事業者が不満と感じています。「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した事業者は、全体の約36%でした。
- ・満足と回答した理由としては、「賑わいを感じられるから」、「建築物に調和を感じられるから」が多く挙がりました。
- ・一方、不満と回答した理由としては、「花や緑が少なく潤いを感じられないから」が最も多く、「賑わいや風格を感じられないから」とする理由も多く挙がりました。

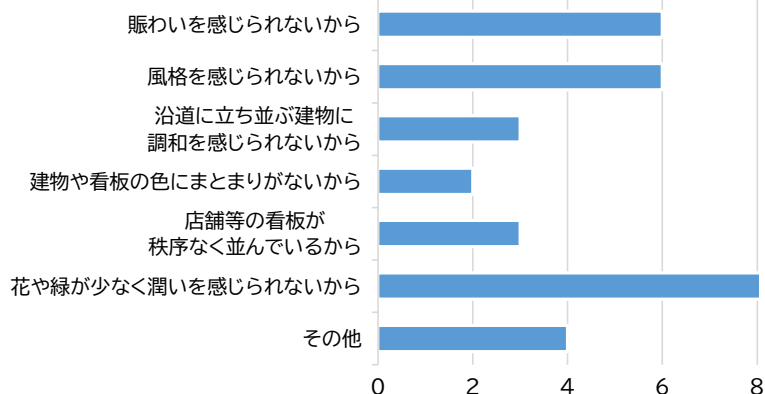
現在の景観に対する満足度



満足と回答した理由



不満と回答した理由



②-2 今後の景観づくりに向けて

<主なアイデア>

- ・宇都宮駅東口地区との連続性（コンセプト、デザイン等）
- ・センスの良い誰もが歩きたくなる歩道
- ・LRT車窓から活気や心躍るものを感じられる街並み
- ・街灯やイルミネーションの設置
- ・市民の日常に溶け込むような街並み
- ・地元スポーツチーム等との連携による景観づくり
- ・統一感のある壁面
- ・統一感のある看板
- ・緑の多い街並み

4 景観形成の目標と方針、配慮事項

(1) 景観形成に向けたキーワード

鬼怒通り（駅東地区）の景観の特徴や「L R T沿線駅周辺区間景観づくりワークショップ」、「沿線事業者アンケート」でのご意見などを通して、本区間の景観形成を考える上でのキーワードを導きました。

【景観の特徴】

- ・本市の玄関口につながる通りであり、NCCの象徴となる眺め
- ・ライトラインや停留場から一層眺められることとなる街並みの低層部
- ・建築物の用途に応じた夜の明かり
- ・街の表情の移り変わり

【住民や事業者の皆様のご意見】

■JR 宇都宮駅東口～東宿郷停留場の範囲

- ・低層部の賑わい演出
- ・宇都宮駅東口重点地区との一体感
- ・緑 ・照明 ・地域らしさ

■東宿郷停留場～駅東公園前の範囲

- ・低層部の賑わい演出
- ・事業者との連携
- ・緑 ・照明 ・地域らしさ

■駅東公園前～国道4号の範囲

- ・居住環境への配慮
- ・緑 ・照明 ・地域との協働

キーワード

- ①宇都宮の顔となる通りとしての景観づくり
- ②賑わい演出、潤いづくり
- ③夜間も魅力を感じられる景観づくり

このキーワードは、本区間の景観形成に関わる全ての主体が共有し、それぞれの景観づくりの活動の中で意識しながら鬼怒通り（駅東地区）らしい景観を形成するための手掛かりとなるものです。

(2) 景観形成の目標

(1) のキーワードを基に、本区間全体の景観形成の目標を定めました。

**本市の顔となる通りとしての風格を持ち、
昼も夜も楽しめる景観づくり**

本区間は、JR 宇都宮駅東口から東へと延びる主要な幹線道路であり、沿道には主に商業・業務系用途の中高層の建築物が並び街並みが形成されてきました。駅を訪れた人々にとっては、宇都宮駅東口重点地区とあわせて本市の第一印象を決める、まさに顔としての役割を担っています。本区間が本市の顔となる通りとして、より一層の魅力を持ち、夜間も含め、賑わいや潤いを感じさせる景観となるよう、住民、事業者、行政等が協働・連携しながら取り組んでいきます。

4 景観形成の目標と方針、配慮事項

(3) 景観形成の方針

景観形成の目標に基づき方針を定め、景観づくりを進めていきます。

1 本市の顔となる景観づくり

JR 宇都宮駅東口とその周辺は、宇都宮駅開業以後、昭和43年～54年までの宇都宮駅東土地区画整理事業などを契機とした計画的なまちづくりによって発展してきました。

鬼怒通りは市の玄関口につながる通りであり、また、本市の新たなまちづくりの象徴ともいえるライトラインが走行する場所であることから、本市を訪れる人々やライトラインを利用する人々に本市の個性や魅力を感じてもらうことが必要です。

宇都宮市の顔に相応しく、ライトラインが走行する沿道としての風格を持った景観づくりを進めていきます。

2 乗って歩いて楽しい景観づくり

鬼怒通りは、宇都宮駅東土地区画整理事業を契機に都市の骨格を形成する主要な幹線道路として整備され、自動車による市内外の移動に大きな役割を担ってきました。今後はNCCの形成に向け、人と多様な交通手段が共存する魅力ある将来像の実現を目指し、人中心のウォーカブルなまちづくりがより一層推進されていきます。

こうした社会変化を踏まえて、鬼怒通り沿道においては、ライトライン開業を契機とした交流や賑わいの創出に向けて、単に通過するだけではない、沿道施設への立ち寄りや周辺地域との回遊を促進する取組が必要です。

特に低層部は、ライトラインの車窓や歩行者からよく見られることから、街の印象をかたちづくれます。低層部から賑わいやおもてなし、親しみや落ち着きを感じさせ、ライトラインに乗っても通りを歩いても楽しくなる景観づくりを進めていきます。

3 昼夜それぞれの魅力が感じられる景観づくり

鬼怒通り沿いに建ち並ぶ建築物の照明が中心となって、現在の夜間景観が形成されています。しかし、雰囲気統一感に欠けるなど魅力的な明るさを感じにくい箇所もあり、また、安全・安心の確保の面からもより良い夜間の景観づくりが求められています。ライトラインの利用により、夜間のまちを歩く人や車窓から夜間のまちを眺める人が増え、昼間だけでなく夜間においても、街の魅力が高まり、賑わいが感じられる景観創出が重要となります。

商業系の施設が集積する場所では、人々を誘い、おもてなしを感じさせる景観づくりを、業務系の施設や共同住宅が立地する場所では、安心して快適に夜間も歩くことができるような景観づくりを進めていきます。

4 景観形成の目標と方針、配慮事項

4 沿道の環境に応じた景観づくり

本区間は、建築物の用途・高さにより大きく3つのまとまりに分けられ、それぞれの沿線の景観に違いが現れています。

今後の景観づくりでは、鬼怒通りとしての一体性を持ちつつも、沿道の環境に応じた景観づくりを進めていきます。



◀宇都宮駅東口重点地区
～東宿郷停留場



◀東宿郷停留場
～駅東公園前停留場



◀駅東公園前停留場
～国道4号

4 景観形成の目標と方針、配慮事項

(4) 景観形成の配慮事項

1 本市の顔となる景観づくり

(1) 中高層部の壁面の位置を整えます。

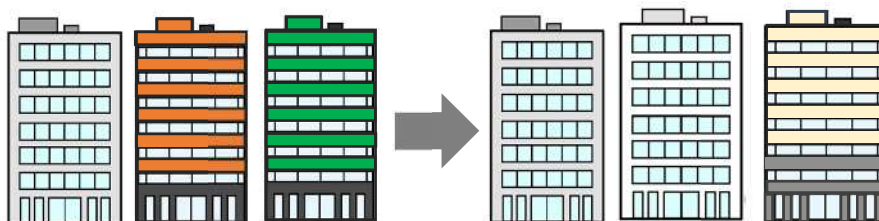
- ・ 中高層部の壁面の位置を周りの建築物と揃えるよう配慮します。

例えば中高層部分の壁面を揃えると、通りの景観が洗練されます。



(2) 中高層部の外壁は落ち着いた色彩を採用します。

- ・ 周辺景観と調和し、落ち着いた色彩とします。
- ・ 中高層部は圧迫感を軽減する色彩とします。

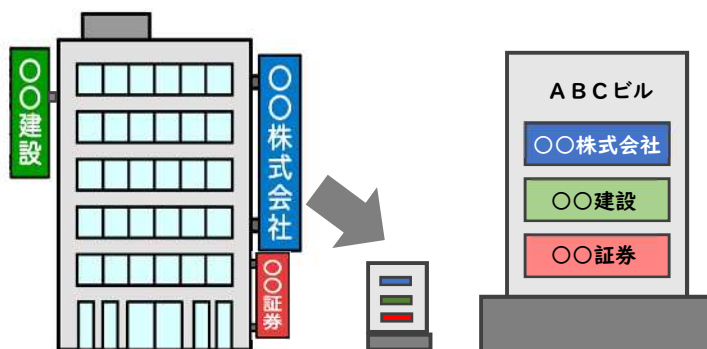


周辺と調和した
落ち着いた色彩
中高層部は
圧迫感を軽減する色彩

(3) 秩序ある屋外広告物の掲出を図ります。

屋外広告物（看板）の見え方に配慮して、設置できる屋外広告物の種類や使える色、大きさなどに配慮します。

- ・ 袖看板を地上の集合看板へ統合するなど、設置数を減らします。
- ・ 広告物の地色を落ち着いた色にする、建築物の壁面に複数の店舗名を表示するときに広告物の大きさを揃える、など、屋外広告物の見え方に配慮します。
- ・ 記載する情報を整理する、複数店舗の情報を集約し規則性を持たせるなど、必要な情報が秩序を持って整理されたものとなるように努めます。



箱文字を用いた屋外広告物

4 景観形成の目標と方針、配慮事項

(4) 建築物などの外観の工夫により、宇都宮らしさを演出します。

- ・ 建築物の外壁や入口まわり、建築物前面の空地の舗装材、外構等の一部への大谷石の採用や通りに面して宮染め等を採用するなど、積極的に宇都宮らしさを演出します。



外壁に大谷石を用いた建築物



宮染めの暖簾

2 乗って歩いて楽しい景観づくり

(1) 商業・業務系の施設の1階部分は通りの賑わいや魅力を増す景観を形成します。

- ・ 商業ビルの1階部分は、ガラス張りやショーウィンドウを設置するなどして、内部の商業活動を見えやすくし、通りの賑わいを形成します。



1階部分をガラス張りにし、内部の賑わいが伺える飲食店

(2) 屋外広告物のデザインを工夫します。

- ・ 使用する色数を絞る、地の色に鮮やかな色を用いない等、建築物や周辺環境と調和する屋外広告物とします。
- ・ 適度に余白を設ける、過度に装飾した文字の使用を避ける等、文字が読みやすくなる工夫をします。



適度な余白を持たせ、シンプルな文字を使用した屋外広告物

(3) 人々が注目するような設えを採用します。

- ・ オープンスペースやエントランスを設けるなど、まちを歩く人や眺める人の視線を集める配置やデザインに努めます。



ピロティ形式のエントランスを設けている建築物

4 景観形成の目標と方針、配慮事項

(4) 敷地内の緑を形成します。

- ・沿道店舗の店先、業務系の施設やマンション等の敷地内に花・緑を育む等、潤いのある景観を形成します。
- ・地域住民、事業者、行政、地域の学校等が一体となって緑を育みます。



敷地境界の余地に設置されたプランター

鬼怒通り沿いを緑化した建築物

(5) 地域の魅力を積極的に発信します。

- ・地域活動に関する情報など、歩く人が興味を持つ情報を発信します。



事業所との連携による地域情報発信イメージ

3 昼夜それぞれの魅力が感じられる景観づくり

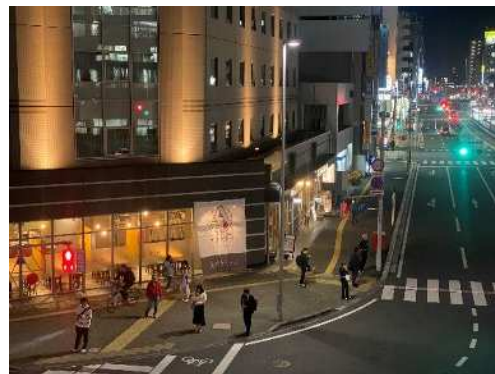
(1) 統一感のある夜間景観を形成します。

- ・外構の照明については、あかりの色を合わせる等、雰囲気統一感のある夜間景観を形成します。

(2) 魅力的な夜間景観を形成します。

- ・建築物内部の照明が歩道を照らすようにします。
- ・壁面等のイルミネーション等により、明るい夜間景観を形成します。
- ・**2** (1)の商業ビルの1階部分の設えと組み合わせ、夜間は内部の照明が歩道を照らすようにすることで、通りの賑わいを形成します。

1階部分をガラス張りにし、店舗の光が外を照らす飲食店



4 景観形成の目標と方針、配慮事項

4 沿道の環境に応じた景観づくり

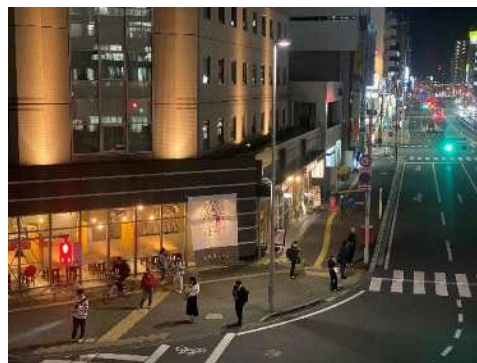
1～3までの配慮事項について、建築物の用途などにより大きく3つのまとまりに分けられる沿道環境に応じて具体的な取組内容を検討します。



【例 3 昼夜それぞれの魅力が感じられる景観づくりの場合】

■宇都宮駅東口重点地区～東宿郷停留場

- ▶店舗内部の照明が外を照らすようにする
- ▶イルミネーション等により夜間も賑わいを演出する



■東宿郷停留場～駅東公園前停留場

- ▶業務系の施設やマンションなどのエントランスの照明が歩道を照らすようにする



■駅東公園前停留場～国道4号

- ▶道路に面して壁面への間接照明やフットライト等を設置して歩道を照らし、夜間も安全で歩きたくなる歩行空間を形成する



4 景観形成の目標と方針、配慮事項

【景観づくりの目標イメージ】



5 住民、事業者、行政の協働による景観づくり

魅力ある景観は個々が主体的に活動するだけで創出することができるものではなく、住民や事業者、行政が連携・協働しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

(1) 住民・事業者などの役割の例

- ・地域の美化活動
- ・敷地内の有効スペースにおける緑化活動
- ・大谷石の活用や宮染めを活用した暖簾の設置等、宇都宮らしさを感じられる演出
- ・季節を感じられるイルミネーションの設置等賑わいの演出
- ・地域の景観資源を活用したイベント等の検討・実施



ライトライン開業に合わせて
花苗プランターを鬼怒通りに設置



事業者による清掃活動

(2) 行政の役割

- ・景観形成のルールづくりを行うワークショップ等の開催
- ・魅力的な景観づくりを進めるための体制整備（景観づくり推進協議会など）
- ・景観意識醸成のための情報発信
- ・景観づくりに向けた規制・誘導手法等の検討（景観形成重点地区の指定など）
- ・住民・事業者主体の景観づくり活動支援制度等の紹介
- ・地域の景観資源を活用したイベント等の検討・実施



景観づくりワークショップの様子



鬼怒通り（駅東地区）景観づくり
推進協議会の会議の様子



景観づくり通信

「都心部の景観形成の手引き」について

宇都宮市では、NCC の形成に向け、人と多様な交通が共存する魅力ある将来像の実現を目指し、人中心のウォーカブルなまちづくりをより一層推進するとともに、質の高い魅力ある都市空間を形成していくため、都心部において官民が連携・協働して良好な景観形成に取り組む内容を取りまとめ、「都心部の景観形成の手引き」を作成しています。

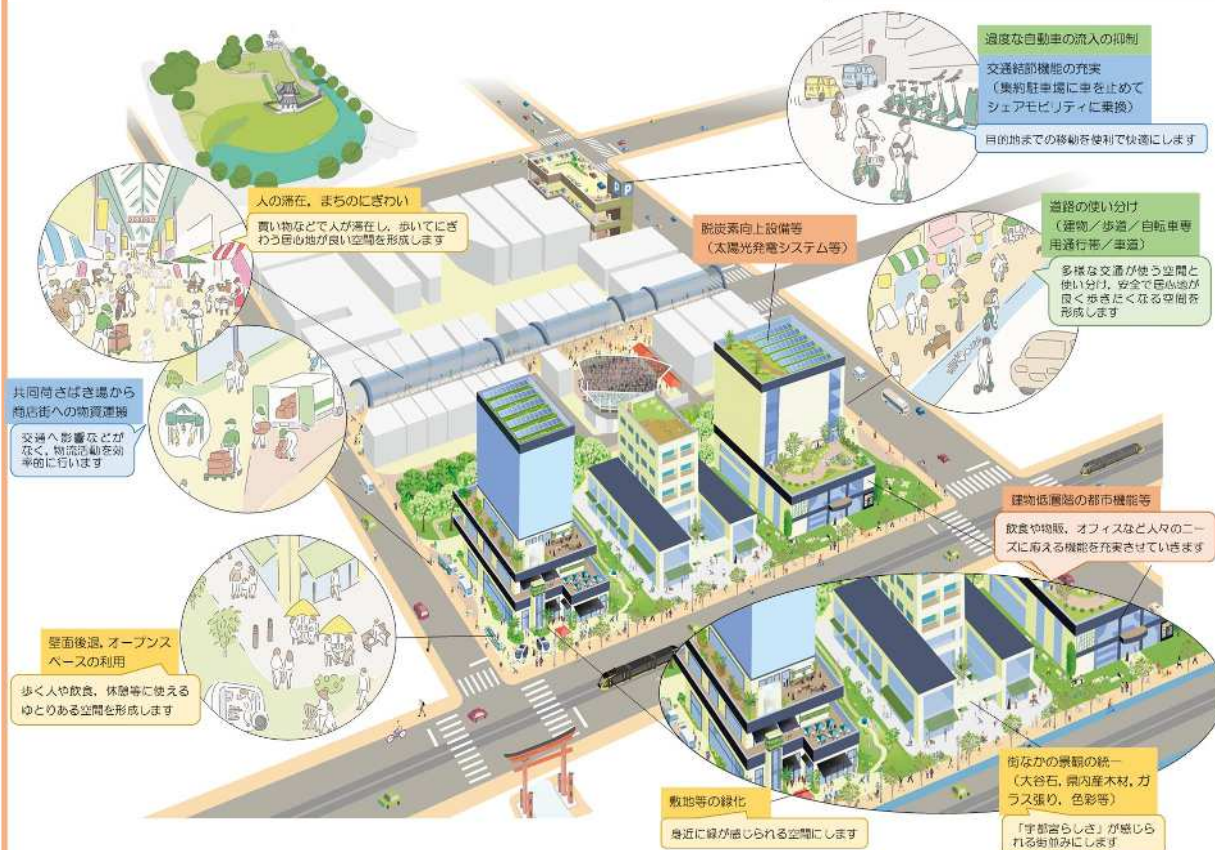
対象となるエリアで建築物の新築等の対象行為を行う際はご注意ください。

都心部の景観形成の手引き

～質の高い魅力ある都市空間の形成に向けて～



宇都宮市
令和6年4月



鬼怒通り(駅東地区)景観づくり推進協議会 委員名簿

○ 委員

分野等	所属・役職	氏 名	備考
住民代表	今泉南自治会長	大森 幹夫	監事
	宿郷東自治会長	海老沼 秀	会長
	宿郷西自治会長	安納 隆志	副会長
事業者	株式会社足利銀行宇都宮東ローンセンター 次長	徳澄 菜穂子 鮎澤 守	
	株式会社大塚商会 東日本管理課	飯田 夏生	
	学校法人大原学園 課長	田口 泰	
	株式会社カンセキ 店舗開発部 グループマネージャー	小島 一宏 上野 寿徳	
	東京ガス株式会社栃木支社 広聴広報課長	久保 政人	
	東京ガス株式会社栃木支社 広聴広報課副課長	堀田 勉	
	株式会社栃木銀行宇都宮東支店 次長	折原 常郎	
	栃木セキスイハイム株式会社 総務部長 総務人事統括部 総務部 担当部長	小林 智宏 磯貝 尚	副会長
	東日本電信電話株式会社栃木支店 企画総務部 総務・広報担当課長	佐子 達仁	
	宇都宮東ホテル 代表取締役	北野 栄一	
行政団体	まちづくり 宇都宮市市民まちづくり部 東市民活動センター所長	高橋 信彦 黒川 哲也	
	景観 宇都宮市都市整備部 景観みどり課長	菅原 秀雄 小林 裕	

○ 宇都宮駅東口事業者

分野等	所属名	氏 名	備考
事業者	有限会社 フローラ商事	菊地 一郎	
	株式会社ジェイアール東日本都市開発 宇都宮エリア支店 次長	廣瀬 文夫	
	ホテルマイステイズ宇都宮 支配人	松原 圭吾	
	株式会社ビッグ・ビー 代表取締役	大橋 英樹	
	株式会社ファースト・トラスト 所長	畠中 陽太	

○ アドバイザー

所属名	氏 名	備考
一般社団法人 栃木県建築士会宇都宮支部	本田 昌平	

以上 敬称略